

『埼玉県民泊届出チェックリスト』

☆埼玉県内（川口市を除く）で民泊を営もうとする場合は、
本チェックシートを併せてご提出ください。

住宅宿泊事業法・施行規則・施行要領（ガイドライン）等に基づき、住宅宿泊事業者として事業を開始する前に確認すべきことを一覧にしました。

			確認したら チェック
0 基本事項の確認			
「住宅」の要件	届出可能な住宅であるか、県観光課HP「民泊サービスに係る制度」にて御確認ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0806/minpaku/jutaku-shukuhaku01.html		☐
欠格事由	事業が禁止される欠格事由に該当しないか、県観光課HP「住宅宿泊事業を営むための主な要件」にて御確認ください。 http://www.pref.saitama.lg.jp/a0806/minpaku/jutaku-shukuhaku02.html		☐
委託の可否	県観光課HP「住宅宿泊事業を営むための主な要件」にて、住宅宿泊管理者への委託が必要であるか御確認ください。		☐
都市計画法令関係の確認	市街化調整区域の物件で民泊を行おうとする場合、市町村の開発許可事務担当課に必ず御相談ください。（※県が開発許可権限を有する以下の町村の場合は、川越建築安全センター東松山駐在 開発指導担当にご相談ください。 越生町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町）		☐
1 消防法令関係の確認 ※ 確認にあたっては、お住まいの地域を管轄する消防本部に御確認ください。			
消防法令適合通知書	届出の添付書類として求められます。取得にあたっては、お住まいの地域を管轄する消防本部に御連絡ください。（場合によっては、誘導灯や自動火災報知設備などが必要となる場合があります）。なお、消防本部によっては、消防本部から県観光課への電子データ送付をもって代替することができます。		☐
防火対象物使用開始届出書	市町村の火災予防条例に基づき届出が必要な場合があります。要否についてお住まいの地域を管轄する消防本部に御確認ください。		☐
2	宿泊者の安全確保	「民泊の安全措置の手引き」を参考に適切な措置を講じてください。 ※『【埼玉県（川口市を除く）】民泊の安全措置に関するチェックリスト』を届出書類と併せてご提出ください。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000099.html	☐
3 届出書類の提出 ※別添の「住宅宿泊事業」届出書類一覧表を参照してください。			
	（共同で民泊を行う場合）	一つの「住宅」について、一事業者による届出のみ可能となります。既に届出がされている「住宅」について重複して届出を出すことはできません。ただし、当該住宅の共同所有者等事業を共同で実施している者であれば連名で届出をすることも可能です。	☐
4	周辺住民等への事前周知	事前に周辺住民へ事業開始する旨、御周知ください。	☐
5	保険の加入	住宅宿泊事業を営むにあたり、事業を取り巻くリスクを勘案し、火災保険、第三者に対する賠償保険等に参加することをお勧めします。	☐
6	下水道法第11条の2の下水道使用開始の届出	「特定施設」に該当する場合で、温泉法に規定する温泉を利用する場合は届出が必要となります。各市町村下水道担当課に相談してください。	☐
7	食事を提供する場合	食品衛生法の許可が必要な場合があります。必ず保健所に事前相談してください。	☐

埼玉県は、宿泊者、近隣住民等が住宅宿泊事業の届出の有無について確認することを可能とするため、**届出番号と届出住宅の所在地を埼玉県のHPに公表します。**

また、事業の適正な運営を確保するため、必要に応じて埼玉県各関係部局、警察機関、消防機関及び市町村各関係部署等と住宅宿泊事業者にかかる情報を共有します。